

定期報告が必要な特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等

【対象】(い)欄の用途等に供する部分の規模等が(ろ)欄のいずれかに該当するもの。(凡例) A:その用途に供する床面積の合計をいいます。

	用途等(い)	規模等(ろ) いずれかに該当するもの	報告の間隔
特定建築物	劇場、映画館又は演芸場	・ A>200 m ² ・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ 主階が1階にないもの ・ 客席の部分のA≧200 m ² *3 ・ 地階の A>100 m ²	2年
	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	・ A>500 m ² ・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ 客席の部分のA≧200 m ² *3 ・ 地階の A>100 m ²	
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る) 就寝用途の児童福祉施設等*1	・ A>500 m ² ・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ 2階のA≧300 m ² (病院又は診療所にあつては、その部分 に患者の収容施設があるものに限る)*3	
	ホテル又は旅館	・ 地階の A>100 m ²	
	児童福祉施設等*2(入所施設があるものに限る、就寝用途の児童福祉施設等*1を除く)	・ A>500 m ² ・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ 地階の A>100 m ²	
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)	・ 6階以上の階にあるもの	
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)	・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ 2階のA≧300 m ² *3 ・ 地階の A>100 m ²	3年
	寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	・ 3階以上の階の A>100 m ² ・ 2階のA≧300 m ² *3 ・ 地階の A>100 m ²	
	学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く)	・ A>2,000 m ² ・ 3階以上の階のA>100 m ²	
	体育館(学校に附属するものを除く)	・ A>2,000 m ² ・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ A=2,000 m ² *3	2年
	博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く)	・ A>2,000 m ² ・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ A=2,000 m ² *3	3年
	物品販売業を営む店舗(床面積が10 m ² 以内のものを除く)	・ A>1,500 m ² 、かつ、2階以上の階にあるもの ・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ 2階のA≧500 m ² *3 ・ 地階のA>100 m ² ・ A≧3,000 m ² *3	2年
	百貨店、マーケット又は展示場	・ 3階以上の階のA>100 m ² ・ 2階のA≧500 m ² *3 ・ A≧3,000 m ² *3 ・ 地階のA>100 m ²	
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・ 地階又は3階以上の階にあるもの ・ A>1,500 m ² 、かつ、2階にあるもの ・ A≧3,000 m ² *3 ・ 2階のA≧500 m ² *3	
事務所その他これに類するもの	・ A>2,000 m ² 、かつ、6階以上の階にあるもの		
建築設備	換気設備(自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く) 排煙設備(排煙機を有するもの) 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けるものを除く)	上記の特定建築物に設けられるもの	1年
防火設備	火災時に煙や熱を感じて閉鎖又は作動する次の防火設備(防火ダンパーを除く) ・ 防火扉 ・ 防火シャッター ・ 耐火クロススクリーン ・ ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	次のいずれかの建築物に設けられるもの ①上記の特定建築物に該当する建築物 ②以下に掲げる用途のうち、A≧200 m ² の建築物 ・ 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・ 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・ 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・ 就寝用途の児童福祉施設等*1	1年
昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	次に掲げるものを除く。 ・ かがが住戸内のみを昇降するもの ・ 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター	1年
	・ 観光用エレベーター、観光用エスカレーター ・ ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		毎年4月及び10月(ただし使用期間が連続して6月以内のものは毎年使用開始前1月に1回)

注意

*1 就寝用途の児童福祉施設等

平成 28 年国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項第 2 号から第 9 号に掲げるもの

(第 2 号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第 3 号:助産所、第 4 号:盲導犬訓練施設、第 5 号:救護施設及び更生施設、第 6 号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第 7 号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第 8 号:母子保健施設、第 9 号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る))

*2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等

(児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設等)

*3 当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く